

文書管理情報	
文書番号	JPNIC-0xxxx
文書名	AS 番号割り当て規約
発効日	2026/3/31
最終更新日	2025/7/15
この文書によって無効となった文書	JPNIC-01295
この文書を無効とする文書	なし

### AS 番号割り当て規約

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「当センター」という）は、AS 番号の割り当て規約を、以下のとおり定める。本規約は、「被割り当て者」による当センターの管理下における AS 番号の使用に関する一切の事項について適用する。

#### 第1条（定義）

この規約本文（付則および別紙を含む。以下同じ。）における用語を下記のとおり定義する。

- 「被割り当て者」とは、AS 番号の割り当てを受けている組織もしくは個人のことをいう。
- 「割り当て情報」とは、当センターのデータベースに登録されている AS 番号に関する情報のことをいう。

#### 第2条（本規約の範囲）

本規約は、この規約本文のほか、当センターが当センターの Web 上で別に定める技術文書群その他の利用条件などの告知等をもって構成される。

#### 第3条（AS 番号の使用条件）

被割り当て者は、AS 番号を使用するにあたり、AS 番号管理に関する当センターの事業目的を尊重し、誠意をもってこれを利用するものとする。

- 被割り当て者は、AS 番号を使用するにあたり、次条に定める AS 番号の使用期間を通じて、当センターが別に定める割り当てを受け続けるために必要な技術的要件を維持する。
- 被割り当て者は、AS 番号を使用するにあたり本規約を遵守する。

#### 第4条（使用期間）

AS 番号の使用期間は、当センターが被割り当て者からの確認書の提出を確認した日から、被割り当て者から当センターに対し当該 AS 番号の返却が行われ、当センターにて返却処理が完了した日までとする。

#### 第5条（届け出、通知）

被割り当て者は、その名称、代表者、連絡担当者その他当センターが必要とする事項を、当センターが別に定める様式によりすみやかに当センターに届け出るものとする。届け出事項に変更が生じた場合も同様とする。

- 当センターは、Web 上での表示、その他当センターが適当と判断する方法により、被割り当て者に対し随時必要な事項を通知する。
- 当センターが、個別に被割り当て者に対して通知を行う場合、第1項により届け出た連絡担当者に行うものとし、こ

の連絡担当者は、当センターから被割り当て者に対してなす一切の通知に関し、被割り当て者を代表して受領する権限があるものとみなす。

4. 当センターは、前項の通知を行う場合、原則として、電子メールで行うものとする。ただし、当センターが、電子メールの他に、郵便、電話、FAX その他の方法により通知を行うことを妨げるものではない。

5. 被割り当て者が第1項の届け出を怠った場合、当センターが、被割り当て者の届け出た最新の事項にしたがって通知を発したときは、当該通知が被割り当て者に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

#### 第6条（情報の取り扱い等）

被割り当て者より当センターが受領する情報の取り扱いに関しては、当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」で定める。

#### 第7条（割り当て情報）

当センターは、被割り当て者に対してAS番号の割り当てを行っている場合、当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより、被割り当て者の組織名、そのAS番号に関する事項その他当センターが必要とする事項を当センターのデータベースに登録し、かつ、当センターが別に定める項目を公開・開示する。

2. 被割り当て者は、前項の登録事項に変更が生じた場合、当センターが別に定める様式により当センターに対して登録事項の変更を届け出なければならない。当センターは、この変更の有無を確認するために、被割り当て者に対して必要な書類の提出を求められることができる。

3. 被割り当て者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり、かつ、データベースの公開により被割り当て者が損害を被る虞があると当センターが認めた場合には、当センターは「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」に基づき、その事項を公開しないことができる。ただし、当該非公開事項であっても、同規則により、当センターはこれを開示することができる。

#### 第8条（権利・義務の譲渡の禁止）

被割り当て者は、このAS番号の割り当てにより生じた権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない（AS番号の第三者への譲渡および貸与を含む）。ただし、当センターの書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### 第9条（秘密の保持）

被割り当て者は、このAS番号の割り当てにより知った当センターの秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。

2. 当センターは、割り当てを行うにあたり被割り当て者から開示された被割り当て者の秘密を第三者に漏洩・開示しない。ただし、第7条第1項（同条項の変更の届け出がある場合には変更後の事項を含む）および「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めにより公開または開示される事項がある場合にはこの限りでない。

3. 前各項の定めは、AS番号の返却時において、当センターまたは被割り当て者から秘密として指定された事項については、このAS番号返却後もなお2年間その効力を有する。

#### 第10条（本規約の変更）

当センターは、事前の通知なく、本規約を変更または新たに定めることができる。

2. 前項の場合、当センターは、少なくとも1か月以上の期間において施行期日を定めるものとし、当センターのWeb上において、変更または新たに定める内容および施行期日を公示するものとする。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。

3. 第1項の場合には、被割り当て者は、変更または新たに定められた内容に基づいて、AS番号を使用するものとする。

#### 第11条（AS番号使用終了の場合の処理）

事由のいかんを問わず割り当てられている AS 番号の使用を終了した場合は、当該 AS 番号の返却についての必要な処理を行った後、当センターが別に定める手続きにしたがい、当センターに対し当該 AS 番号を返却するものとする。

## 第 12 条 (割り当ての中止)

被割り当て者が下記各号のいずれか 1 に該当する場合、当センターはただちにその者に対して割り当てられている AS 番号のすべてについて当センターに返却されたものとして、その者の同意なく必要な処理を行うことができる。ただし、被割り当て者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- (1) AS 番号の使用にあたり、本規約に違反し、当センターが定める相当な期間をもった是正の催告にもかかわらず、その是正を行わないとき
- (2) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生等の申立てがあり、被割り当て者が引き続き AS 番号の管理を行っていくことが困難と当センターが判断したとき
- (3) その他当センターの業務に著しい支障を及ぼす、または及ぼすおそれがある行為をしたとき

## 第 13 条 (AS 番号の返却後の効果)

期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 18 条および第 19 条の規定はその後なお有効に存続するものとする。

## 第 14 条 (契約料)

被割り当て者となろうとする者は、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。

## 第 15 条 (AS 番号追加割り当て手数料)

被割り当て者が、新たな AS 番号割り当ての申し込みや、当センターが移転を承諾し、AS 番号の移転を受けることとなった場合で、割り当てまたは移転の結果、AS 番号の総数が 2 個を超える場合には、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の定めるところにより、AS 番号追加割り当て手数料を支払うものとする。

2. 前項にかかわらず、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、本規約に基づいて、AS 番号の割り当てまたは移転を受けようとする場合に限り、割り当てまたは移転の結果、AS 番号の総数が 2 個を超える申し込みを行い、契約料を支払った場合には、AS 番号追加割り当て手数料は、第 14 条の契約料に含むこととし、AS 番号追加割り当て手数料の支払いは不要とする。

## 第 16 条 (AS 番号維持料)

被割り当て者は、当センターに対し、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」で定めるところにより AS 番号維持料を支払うものとする。

2. 前項にかかわらず、被割り当て者が IP アドレス管理指定事業者として IP アドレスの割り振りを受けている場合、またはプロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の割り当てを受けている場合は、AS 番号維持料の支払いを免除する。

## 第 17 条 (AS 番号移転手数料)

被割り当て者は、2014 年 7 月 1 日以降に当センターが移転を承諾し、AS 番号の移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の定めるところにより、AS 番号移転手数料を支払う。

2. 前項にかかわらず、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス（歴史的 PI アドレスを含む）の被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、本規約に基づいて、AS 番号の移転を受けようとする場合に限り、AS 番号移転手数料は、第 14 条の契約料に含むこととし、AS 番号移転手数料の支払いは不要とする。

## 第 18 条 (当センターの責任)

当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者は、AS 番号の扱いおよび当センターの管理するデータベースの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。

2. 被割り当て者と第三者の間で、被割り当て者が割り当てを受けている AS 番号に関していかなる紛争が生じたとして

も、被割り当て者は自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。

#### **第19条（閲覧）**

この規約本文で別に定めるとしている事項については、当センターは当センターのWeb上で閲覧に供するものとする。

#### **第20条（準拠法）**

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

#### **第21条（合意管轄）**

本規約もしくは本規約に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第22条（協議）**

本規約に定めのない事項および解釈に疑義のある事項については、当センターおよび被割り当て者の両者誠意をもって協議し解決するものとする。

#### **（付則）**

1. この規約は、IPアドレス等料金体系改定に伴い、2011年8月31日に改正され、2011年10月3日より実施する。
2. 第14条の定めにかかわらず、当センターから既にIPアドレスの割り振りまたは割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。
3. この規約は、消費税改定に伴い、2014年1月31日に改正され、2014年4月1日より実施する。
4. この規約は、AS番号移転手数料の導入に伴い、2014年6月2日に改正され、2014年7月1日より実施する。
5. この規則は、消費税改定に伴い、2019年8月1日に改正され、2019年10月1日より実施する。
6. この規則は、「IPアドレス・AS番号管理に関する料金について」の新設に伴い、2023年1月27日に改正され、2023年3月31日より実施する。
7. この規則は、AS番号追加割り当て手数料の導入に伴い、2025年07月15日に改正され、2026年3月31日より実施する。